

松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気式生ごみ処理機を購入する者に対し、町が予算の範囲内において松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量を図り、もって脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、一般家庭から排出される生ごみを自宅において処理するための電気式生ごみ処理機であって、乾燥又は微生物による分解により生ごみを減量させる機能を有するもの（以下「処理機」という。）を購入する事業とする。

2 補助の対象とする処理機は、一の年度において1世帯につき1基とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、処理機を購入しようとする者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 自己の責任において処理機の適切な維持管理ができること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) この要綱の規定により補助金の交付を受けたことがある者にあつては、当該補助金の交付の対象となった処理機が故障し、無償修理の保証期間が経過し、かつ、修理することが困難であると認められること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機の購入価格の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとする処理機の見積書又はこれに類する書類
- (2) 購入しようとする処理機の仕様が分かる書類
- (3) 町税の納税状況確認同意書（様式第2号）

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、

あらかじめ電気式生ごみ処理機購入事業変更承認申請書（様式第4号）に変更後の第5条第1号又は第2号に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは電気式生ごみ処理機購入事業変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ電気式生ごみ処理機購入事業廃止届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、電気式生ごみ処理機購入事業費補助金実績報告書（様式第7号）に処理機の代金の支払を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、電気式生ごみ処理機購入事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、電気式生ごみ処理機購入事業費補助金請求書（様式第9号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第14条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第8条に規定する廃止届出書の提出があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(4) その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した処理機については、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、処理機を購入した日から起算して5年を経過したときは、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が前項の承認を得て処理機を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

(書類の整理及び保管)

第17条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住 所.....
氏 名.....
電 話.....

松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金の交付を受けたいので、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 購入店：

2 添付書類

- (1) 購入しようとする処理機の見積書又はこれに類する書類
- (2) 購入しようとする処理機の仕様が分かる書類
- (3) 町税の納税状況確認同意書（様式第2号）

様式第2号（第5条関係）

町税の納税状況確認同意書

私は、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金の交付申請をするに当たり、税務課が保有する町税の納付状況（滞納の有無）について、町民課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長

様

住所 _____

氏名 _____

様式第3号（第6条関係）

松前町指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金の交付については、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付を決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

補助金交付決定額 金 _____ 円

電気式生ごみ処理機購入事業変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住 所.....
氏 名.....
電 話.....

年 月 日付け松前町指令 第 号で松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金の交付決定を受けた補助事業について次のとおり内容を変更したいので、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認願います。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額	金	_____	円
変更後の申請額	金	_____	円
差引増減額	金	_____	円

4 添付書類

- (1) 変更後の購入しようとする処理機の見積書又はこれに類する書類
- (2) 前号に掲げる処理機の仕様が分かる書類

様式第5号（第7条関係）

松前町指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで変更承認申請のあった松前町電気式生ごみ処理機購入事業の変更については、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により（承認する。・承認し、年 月 日付け松前町指令 第 号の補助金交付決定を次のとおり変更したので通知する。）

年 月 日

松前町長

変更事項

変更前の処理機の名称又は型式：

変更後の処理機の名称又は型式：

変更前の補助金額 金 _____ 円

変更後の補助金額 金 _____ 円

注 不要の文字は、削除すること。

電気式生ごみ処理機購入事業廃止届出書

年 月 日

松前町長

様

申請者

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあった松前町電気式生ごみ処理機購入事業を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 補助事業の廃止の理由
- 2 廃止の時期

電気式生ごみ処理機購入事業費補助金実績報告書

松前町長

様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

年 月 日付け松前町指令 第 号で交付決定を受けた電気式生ごみ処理機の設置が完了したので、松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 設置完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類 処理機の代金の支払を証する書類

電気式生ごみ処理機購入事業費補助金額確定通知書

様

松前町長

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定をした松前町電気式生ごみ
処理機購入事業費補助金の交付額について次のとおり確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第9号 (第11条関係)

電気式生ごみ処理機購入事業費補助金請求書

年 月 日

松前町長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け松前町指令 第 号で交付額の確定のあった松前町電気式生ごみ処理機購入事業費補助金について、次のとおり請求します。

補助金請求額 金 _____ 円